

## 家族会員制度について

家族会員制度は以下の規定に従うものとします。

### 『定款』

#### 第8章 会員

第33条 本会の会員は次のとおりとする

- (2) 二 家族会員 学会誌等の送付先住所を一とし、ともに本会に加入する者

### 『会員に関する規則』

第4条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 2 本会の会費は次のとおりとする。

(4) 家族会員 10,000円

- 3 前項(4)の規定は、家族会員希望者より連名で申出があった時に次年度より適用し、家族会員それぞれが納入しなければならない。

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- 2 家族会員については、学会誌を届出住所宛に1冊送付する。但し、会員総会開催通知その他の会員宛通信は各家族会員宛に送付するものとする。

家族会員制度の適用を希望する会員の方は以下の事項に記入の上、学会事務局まで提出または送付してください。

家族会員制度の適用を希望します。

年 月 日

学会誌等送付先住所 〒

氏名 印

電話

Email

氏名 印

電話

Email

氏名 印

電話

Email

氏名 印

電話

Email

以下、事務局記入欄

受付	承認	適用
20 / /	20 / /	20 / /